第二条

この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。

第三条

接受国において、接受国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。

第四条

1　この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であって接受国において実施されるものに関する事項について適用する。第二十三条1の規定及び同規定に基づく請求の解決に関連する他の規定は、部隊が接受国における協力活動の実施に伴い全ての国の領域の外側に位置する水域及び上空に所在することとなる場合には、当該水域及び上空において実施される協力活動についても適用する。この協定のいかなる規定も、一方の締約国の部隊が他方の締約国の領域においてその同意を得ることなく活動を実施するための根拠となるものと解してはならない。

2　両締約国は、次のことを確保するため、自国の法令に従って協力し、及び必要な場合には適当な措置をとる。

(a)　協力活動が接受国の国家的利益又は接受国の部隊の出動準備若しくは能力に悪影響を及ぼさないこと。

(b)　協力活動が公共の安全に妥当な考慮を払って行われること。

(c)　協力活動が接受国への、接受国からの又は接受国内の航海、航空、電気通信又は陸上交通を不必要に妨げないこと。

3　この協定は、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊として行動する間の連合王国の軍隊が実施するいかなる活動についても適用しない。

4　この協定は、両締約国間で効力を有する現行の二国間協定の実施を制限し、又は妨げるものではない。

第五条

1　接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。

2　1に規定する訪問部隊の船舶及び航空機並びに公用車両並びに訪問部隊の構成員及び文民構成員は、協力活動のため、第八条の規定に従って訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域へのアクセス並びにこれらのものの間の移動を認められる。

3　2の規定の適用上、両締約国は、訪問部隊が使用する経路について事前に協議する。接受国は、当該経路を定め、接受国内の移動に制限を課し、並びに特定の区域、空間及び施設へのアクセス並びにこれらのものの通過を禁止することができる。

4　訪問部隊の船舶及び航空機は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の港及び飛行場へのアクセス並びにこれらのものの使用のため、租税、入港料その他これらに類する課徴金（提供された役務の使用料であるものを除く。）について、接受国の法令に従って接受国の部隊の船舶及び航空機に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。

5　公用車両は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国内の道路の使用のため、租税、道路使用料、手数料その他これらに類する課徴金（提供された役務の使用料であるものを除く。）について、接受国の法令に従って接受国の部隊の車両に適用される条件と同等の条件の下にあるものとする。ただし、接受国の中央政府がこれらの条件を定めることのできる範囲に限る。

6　訪問部隊の船舶は、接受国の法令に従って強制水先に服するものとし、水先人を使用する場合には、派遣国は、相当する料率で水先料を支払う。

7　この条の規定の適用上、船舶又は航空機について「訪問部隊の」というときは、専ら訪問部隊及び文民構成員の使用又は役務のための船舶及び航空機を含むものとする。

第六条

1　派遣国は、この協定に従って接受国に入国し、及び所在する者を特定する事項を事前に接受国に通報する。

2　1の規定並びに入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うことを条件として、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除される。ただし、接受国における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとはみなされない。

3　2に規定する訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国において自己の公務を執行することを許される。ただし、自己の公務上必要とされる限度を超えて接受国において追加の業務を行う権利を取得するものとはみなされない。

4　訪問部隊の構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a)　派遣国が発給する防衛隊の身分証明書

(b)　その個人又は集団が有する訪問部隊の構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書

5　文民構成員は、接受国への入国又は接受国からの出国に際し、次の文書を携帯する。

(a)　有効な旅券

(b)　その個人又は集団が有する文民構成員としての地位及び命令された旅行の証明となる派遣国が発給する個別的又は集団的旅行の証明書

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国にいる間の身分証明のため、要請により、接受国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の身分証明書及び個別的又は集団的旅行の証明書を提示する。

7　訪問部隊の構成員及び文民構成員の接受国への入国については、全ての場合において、バイオセキュリティ及び検疫に関する接受国の関係法令を適用する。

8　接受国の国民又は接受国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない者が接受国にいる間に訪問部隊の構成員又は文民構成員でなくなる場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a)　必要とされる合理的な事項を示して接受国に速やかに通報すること。

(b)　接受国の要請により、その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかにとること。

9　接受国が自国民又は自国にとどまる別段の資格を有する者のいずれでもない訪問部隊の構成員又は文民構成員の自国の領域からの退去を要請する場合には、派遣国は、次のことを行う。

(a)　その者の接受国からの出国に必要とされる合理的な措置を速やかにとること。

(b)　その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

(c)　その者を接受国から退去させるに当たって接受国が要する合理的な費用を負担すること。

10　派遣国は、接受国に入国することを許可された後に休暇の承認なく四十八時間を超えて不在となった訪問部隊の構成員及び文民構成員について、必要とされる合理的な事項を示して接受国に通報する。

第七条

1　この条の規定の適用上、「税」とは、輸入又は輸出に当たって納付すべき租税、手数料、課徴金又は調整金（売上税、関税、消費税並びに物品及びサービス税を含む。）をいう。ただし、提供された役務の使用料にすぎないものを除く。